

財務省告示第二百七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年六月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十七

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項、平成十

八年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

五

方募

イ

入札発行競争  
価格競争  
入札発行競争

口

八

行争非者特国札非  
入価・別債発競  
札格第参市行争  
発競加場入

し、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各債市札  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第  
価格競争入札発行」という。）及  
び価格競争入札の募入の決定を  
した後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第  
価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い  
ものからそのうち応募価格の順  
次割り当てる。応募額を案分  
割り当てる。特別参加者ごとの  
各国債市場特別参加者ごとの  
各限額の範囲を割り当てる。

二

六

イ

発

国債市場  
特別参加者  
・第  
格入札  
争入札  
争額

各国債市場  
特別参加者  
ごとの  
応募  
限度額  
の範囲  
内にお  
いて各  
申

ロ

非競争  
入札  
発競争

額面金額で一兆八千六百十五億  
円  
う  
ち、  
財政法  
第四条  
第一  
項の  
規  
定に  
基  
づ  
き、  
つ  
いで  
九  
十  
億  
二  
千  
四  
百  
七  
十  
万  
円、  
成  
十  
八  
年  
度  
に  
お  
け  
る  
財  
政  
運  
営  
の  
た  
め  
の  
公  
債  
の  
発  
行  
の  
特  
例  
等  
に  
関  
す  
る  
法  
律  
第  
二  
条  
第  
一  
項  
の  
規  
定  
に  
基  
づ  
き、  
発  
行  
し  
た  
利  
付  
金  
に  
関  
し  
る  
八  
億  
八  
千  
三  
百  
八  
十  
万  
円、  
資  
金  
特  
別  
計  
法  
第  
一  
項  
の  
規  
定  
に  
基  
づ  
き、  
発  
行  
し  
た  
利  
付  
金  
に  
関  
し  
る  
三  
億  
九  
千  
三  
百  
六  
十  
万  
円、  
五  
条  
第  
一  
項  
の  
規  
定  
に  
基  
づ  
き、  
発  
行  
し  
た  
利  
付  
金  
に  
関  
し  
る  
百  
七  
十  
七  
億  
三  
千  
二  
百  
萬  
円



十 十  
三 二  
口 イ 一  
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発  
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
 込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価 行  
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格 日

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十八年六月二十六日

額面金額の総額  $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{6}{365}$

以上金額のそれぞれにつき百円十八銭

以下金額のそれぞれにつき百円二十二銭

(一) 一年・四パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

座に記載又は記録されるもの  
に、ついでには、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、おいて取得する者が非居住  
者又は外国人である場合に  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十八年十二月二十日を支  
払期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

償還金額限  
償還金額  
元利支額  
払場所  
入札参加者

毎、年、六、月、二十、日、及、び、十、二、月、二十、日、を、支、払、期、とし、各、支、払、期、に、お、い、て、そ、の、日、以、前、六、月、間、に、属、す、る、利、子、を、支、払、う。  
平成二十三年六月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

二十 弘达期日 平成十八年六月二十六日